

(参考)

国立研究開発法人情報通信研究機構テニュアトラック研究員の給与の支給基準について

- 1 テニュアトラック研究員（テニュアトラック研究員として採用された職員。以下「職員」という）の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける国家公務員の給与の水準、民間企業の従業員の給与の水準及び職員の研究実績等を考慮して理事長が定めるものとする。
- 2 職員の給与は、本給、職責手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、資格手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜労働手当、裁量労働調整額、業績手当及び一時金とする。
- 3 職員の本給は、月額とし、有期研究員本給表を適用する。
- 4 職員の本給の号給は、その職務の複雑、困難及び責任の度合等に基づき決定するものとし、別に定めるところによる。
- 5 扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当は、一般職給与法の規定に準じて支給する。
- 6 職責手当は、職務の責任の度合いに応じ別に定めるところにより支給する。
- 7 資格手当は、法令等により機構として選任を義務付けられている者として満たすべき資格を有する職員であって、当該職員を選任した場合には、別に定めるところにより支給する。
- 8 超過勤務手当は、当該超過勤務を行った場合、その実績に応じて労働基準法の基準により支給する。
- 9 深夜労働手当は、午後10時から午前5時までの間に勤務した場合、その実績に応じて労働基準法の基準により支給する。
- 10 裁量労働制の適用者には、超過勤務手当は支給しない。
- 11 裁量労働調整額は、裁量労働制の適用者に支給する。
- 12 一時金は、理事長が特に必要と認める場合には別に定めるところにより支給する。

以上